五代時代の軍巡院と馬歩院の裁判

室　永　芳　三

序　言

五代の混亂期において、竊盜一錢にても死刑という、容赦ない重罰で代表される後漢朝の裁判は、軍閥王朝の裁判狀態の一側面を示した好例であるが、こうした峻法を必要とした五代の軍閥王朝、特にその峻法を行使した裁判機構は、どのような組織で、どのような機能を有するものであったか、ということを明らかにすることによって、五代軍閥王朝そのものの性格とともに、この時代の社會の特質を正しく認識することができると思う。本稿は、こうした問題を、中央政府の軍巡院、地方藩鎮の馬歩院に限定して、その武斷的裁判の現象的經過過程から檢討し、五代の軍閥社會の特質を追求してみようとするものである。軍巡院と馬歩院は、軍閥支配期の一時的或いは經過的意義をもつ軍事的刑獄機關ではあったが、その政治的、社會的役割は決して小さくはなかった。むしろこれを無視して、五代の軍閥政治の性格を理解することは困難であろう。尚、本稿と連關せる拙稿「五代軍閥の刑獄機構と節度使裁判權」(東洋史學第二八輯)を併せ參照せられれば幸いである。大方の御叱正を乞う次第である。

一　軍巡院の裁判

I　京師の治安機構

唐代の京師の治安機構は城坊制の上に組織されていた。これを長安についてみると、都城は中央を南北に貫ぬく朱雀街によって左右に分たれ、そして宮城と皇城を基點とし

て縦横に大街が交叉して坊を形成していた。城邑の行政は京府が行い、末端行政は左街を萬年縣が、右街を長安縣が管轄していたが、治安警防體制は、自治體としての坊を基盤とし、その上に政府機構たる御史臺巡司と金吾衛街司が置かれた。御史臺巡司は、資治通鑑卷二三九唐紀・憲宗・元和十一年十一月庚子の條に、胡三省が説明して、

坊皆有垣有門。隨晝夜鼓聲。以行啓閉。巡使掌左右街百坊之內。謹啓閉徼巡者也。中略。又按唐監察御史十員・裏行五員。掌內外糺察。分爲左右巡。糺察違失。以承天・朱雀街爲界。① 每月一代。將晦卽巡刑部・大理・東西徒坊・金吾及縣獄。

とあって、監察御史が交替に左右巡使となって巡察に出るものであった。② 金吾衛街司は、新唐書卷四九上・百官志・十六衛の項に、

金吾左右街使。掌分察六街徼巡。凡城門・坊角有武候鋪。衛士彍騎分守。大城門百人。大鋪三十人。小城門二十人。小鋪五人。日暮鼓八百聲而門閉。乙夜街使以騎卒循行叫呼。武官暗探。五更二點鼓自內發。諸街鼓承振。坊市門皆啓。鼓三千撾。辨色而止。

とみえて、金吾衛の武官が各々左街と右街とに分れて、東西六街の警察に當るものであった。③ この金吾衛の左右街使と御史臺の左右巡使との職掌の別については、宮崎博士が左右巡使は都城內を普ねく、各坊の內部に至るまでを査察の對象としたが、左右街使は專ら坊外の街路上の警察に任ずる者であったことを既に指摘せられている。④

さて、こうした唐代の城坊制の上に組織された治安警防體制が、唐末の大混亂によって坊市の構造が大きく崩れて動搖を來たすのである。唐會要卷八六街巷・太和五年七月の條に、

左右巡使奏。伏准令式及至德・長慶年中前後敕文。非三品以上坊內三絕。不合輒向街開門。各逐便宜。無所拘限。因循既久。約勒甚難。或鼓未動卽先開。或夜已深猶未閉。致使街司巡檢。人力難周。亦令奸盜之徒。易爲逃匿。中略。其月。左街使奏。伏見諸街鋪。近日多被雜人及百姓。諸軍諸使官健起造舍屋。侵占禁街。切慮停止奸人。難爲分別。云云。

とみえ、坊壁の破壞、坊門の開閉の不徹底等によって、坊の治安の骨子となっていた封鎖性が失われ、又、街路を私

用に侵占する等、坊市の壁門制、街路行政の破綻は、奸盗の徒を横行せしめる結果となった。ためにこの治安體制の弱化を補強する役割をもった禁軍の京城内の巡警制が、唐末から發達してくるのである。冊府元龜卷六五帝王部・發號令・太和四年十二月の條に、

詔曰。如聞。近日京城頻有寇賊。府縣所申至少。防制實難。須假軍司共爲捕察。宜令左右神策各差人。與府縣計會。如有盜賊同力追擒。云云。

とあり、續いて、大中三年四月の條に、

敕。兩軍及諸軍巡捉得劫賊。京兆府先牓懸賞。近日捉獲得賊都不給付。中略。宜令京兆府所有軍巡捉獲劫賊。便須支給賞錢。

とあるは、その一例である。

五代に入ると、後梁はその藩鎮時代の根據地であった汴州を東京開封府と定め、唐代の東都洛陽を西京としたが、太祖朱全忠は、建國後三年目の開平三年以後、洛陽に居を遷した。恐らく未だ政治の中心は洛陽にありと考えたからであろう。そしてこの洛陽遷都のときに、太祖朱全忠が禁軍による京師巡警の臨時的體制を常置化し、專ら京師の治安警察に任ずる禁軍司を新設したのである。五代會要卷二四諸使雜錄・開平三年十月の條に、

置左右軍巡使。

とみえる、左右軍巡使の創設がそれである。その設置理由については、前文に註を附して、

以段明遠爲左軍巡使。鄧成爲右軍巡使。時以遷都之始。凡河南尹・侍衛諸軍。雖合差人巡警京師。往往濫發。分曹異職。多擾於民。乃置左軍巡管水北。右軍巡管水南。各置巡院。罷諸軍巡檢人員。仍令判六軍諸衛張宗奭都管轄。

とあり、遷都の始め、京師を巡警するに河南尹と侍衛諸軍との間の統制がとれておらず、民を擾することが多かったために、洛陽城の中央を東西に貫流する洛水によって左右に分け、これに左右軍巡を置いて京師の巡警を任じて、そして在京禁軍の長官たる判六軍諸衛事がこれを總覽したというのである。ここに兵權の所有者が併せて警察行政を掌る體制が確立されたのである。そのことは、律令の規定に制限されない武斷的な實効主義、御史臺左右巡使の檢察、金吾衛左右街使の巡察・追捕、府縣の獄訟等の司法事務を

一つの官署で執り行なおうとする能率主義が重要視されたからであろう（後述）。尚、左右軍巡創置時期については、事物紀原（巻六）軍巡の項に、前掲の開平三年十月の記事に續いて「宋朝會要云。唐末始置。云云」とみえるが、これは京師の治安が禁軍の軍巡によって維持されていた實情に従う限り、妥當の見解であるといいえよう。

II　左右軍巡院の成立

後梁の太祖は、京師の治安維持に當る舊制の政府機構、卽ち御史臺巡司及び金吾衞街司の制度を正式に廢止して、軍巡院を以てこれに置き代える意圖などはなく、これら律令官制に基く、京師禁衞の官を維持しようという意識は持ち續けていたようであるが、⑤しかし、唐末の大混亂の際の破壞の徹底によって坊市の構造が大きく崩され、末端的機能體を喪失した御史臺巡司及び金吾衞街司は、全く無力化していたことは疑いない。冊府元龜（巻四七五）臺省部・奏議・天成元年十二月庚戌の條に、

御史臺奏。京城坊市士庶工商之家。有婢僕自經投井。非理物故者。近年已來。凡是死亡。皆是臺司左右巡擧勘檢驗。施行已久。中略。勅旨。今後兩班文武及諸司官吏。諸道商旅。凡有喪亡。卽准臺司所奏施行。其坊市民庶軍士之家。凡有喪亡。及婢僕非理物故。依臺司奏。委府縣・軍巡同檢擧。云云。

とあり、⑥從來、臺司左右巡が取扱った京城内の喪亡に關する取調業務のうち、坊市の民庶と軍士の家については、府縣・軍巡に移されているのである。又、同書（巻六）帝王部・發號令・長興三年正月乙巳の條に、

左右金衞街門使奏狀。見法人多于清化坊南禁街内。請移於歸義坊南河灘新市。從之。

とあるは、五代における金吾衞街使の街路業務を示す唯一の具體例で、⑦これまた冗官化の傾向が窺えるのである。舊五代史（巻三二）唐莊宗紀・同光三年春正月庚子の條に、

以前邠州節度使韓恭爲右金吾衞大將軍充兩街使。

とあって、右金吾衞大將軍に兩街使が兼帶されているが、こうした例は數多く、この官職が事實上官階を示す稱號にすぎないものとなっていたことを知るのである。⑧

さて、前述した如く、軍巡院の創設は、街坊制の崩壞によったもので、從來の治安體制の弱化を禁軍の軍事力によ

って補強しようとする役割を擔っていた。従って、軍巡使は律令官制に則るものとは別途に構成されていたのであり、その管轄區域も軍政に連關していた。それは城邑行政の機能體として出現していた廂による區劃である。[9] 五代會要巻六二街巷・長興二年六月八日の條に、

據左右軍巡使奏。諸廂界內。多有人戶侵占官街及坊曲田地。蓋造舍屋。中略。其諸坊巷道兩邊。常須通得牛車。如有小小街巷。亦須通得車馬來往。此外並不得輒有侵占。中略。宜令御史臺・兩街使・河南府。依已前街坊地分。劈畫出大街。及逐坊界分。各立坊門。兼挂名額。云云。

とある如く、左右軍巡使が人戶の官街、坊曲及び田地の侵占に對する取締り方策と街坊行政の立直しについて上奏を行っているが、廂界を警察行政區劃上の辭とし、左右巡使、左右街使及び河南府の警察行政の制と並行し乍ら全く別途に發展していたのである。卽ち、左右軍巡使の管轄地分は、唐代の城坊制による構造的な分け方と異なり、軍隊の屯營分宿の制による機動的な廂制を取っていたのである。先に引いた軍巡使創置の記事中に、軍巡使を左右に分つに、洛陽城の中央を東西に貫流していた洛水によって北南に分たれたのは、かかる軍制に連關していたものである。[10] そして、五代會要巻一二金吾衞・天成三年六月の條に、

勅。金吾衞每奏。左右廂內外並平安。有類藩方。宜改云軍國內外並平安。

とみえ、天子に金吾衞大將軍が平安の奏上を行うとき、常に左右廂內外の語句を奏言に用いるが、これは藩方に類するものであるから、今後は軍國內外という語句に改めるというのである。これは明らかに、當時の京師の治安體制が、藩鎭の制に倣う廂制度に從っていたことを示すとともに、外城から溢出した人戶をも一括管轄せる廂制が行政機構の中に參加していったことを知るのである。[11]

又、左右軍巡使の管轄職分については、京師內を巡檢し、橫行する奸盜を逮捕する警察的業務を本來のものとしたが、資治通鑑巻二九三後周紀・世宗・顯德三年冬十月乙巳の條の右軍巡院の胡註に、

侍衞親軍。分左右軍。各有巡院。以鞫繫囚。

とあって、追捕のみならず獄に收容して推鞫を行う權限をも付與せられたのである。そして、五代會要巻六二市・天成元年十一月二十一日の條に、

勅。在京市肆。凡是絲絹斛斗柴炭。一物已上。皆有牙人。百姓將到物貨賣。致時物騰貴。百姓困窮。今後宜令河南府一切禁斷。如是產業人口畜乘。須憑牙保。此外仍不得輒置。仍委兩軍巡使覺察。切加捉獲。如違。並當嚴斷。

とあって、市肆の監督行政にも關與して、商人の取調べ、或いは懲罰のことも行っていた。又、冊府元龜卷六五帝王部・發號令・天成二年三月の條に、

勅。訪聞。京城坊市・軍營。有故犯條流。殺牛賣肉者。仰府縣・軍巡。嚴加糾察。如得所犯人。准條科斷。

とあって、[13] 坊市や軍營に及ぶ密賣買などの取締りにも當っている。尙、前述した如く、後梁朝に創設された左右軍巡使は、在京禁軍の長官たる判六軍諸衞事によって統轄せられたが、この判六軍諸衞事は京府の尹の兼職であったから、[13] 左右軍巡使は統轄者たる府尹兼判六軍諸衞事を通じて、京城の警備・防衞のみならず、京城內外及び管下諸縣についても廣範圍な權限の行使が行われたものと思われるのである。

III　左右軍巡院の構成

軍巡院の創設は、前述の如く、後梁太祖が居を洛陽に遷した際、京城巡警の任が漸く繁多となり、その任務を統括せしめる必要から設置されたものである。從って、これは西京河南府におけるものであり、東京開封府についてのことではない。では、東京には軍巡使は設置されなかったのかというと、そうではなく、興起の故地でもあり、財政的にも要衝の地であった開封には、禁衞六軍の半ばが殘留して鎭護に當っていたから、軍巡使も西京に設置されたであろう。それは後唐朝以後、都制を施くと軍巡使を以て警防に任ずるのが例であったことからも明らかな所である。[14]

所で、軍巡院の機構は、大きく分けると、治安警察業務擔當のものと、刑獄業務擔當のものとに分別できる。軍巡使はこの兩業務を總括していたものである。從って、軍巡使は、單なる京師の巡警禁軍の指揮官でなく、一個の政治的警察機關の長としての資格を具えた使職名であった。

先ず警察業務關係のものからみてみる。冊府元龜卷七六六總錄部・攀附・開平三年十月の條に、

段凝。自東頭供奉官授右威衞大將軍。充左軍巡使兼水北巡檢使。

とあって、左軍巡使が水北巡檢使を兼ねており、又、東頭供奉官より左軍巡使となっていることを知る。軍巡使と巡檢使との兼任については、巡檢使が單なる捕盜職があったのに對し、軍巡使は職掌的に巡檢使の任をも包括するものであったことは注意せねばならない。殊に、水北巡檢使とは、洛水以北を管掌するのであろうから、[15]左軍巡使と職制が重複していることになる。これは恐らく、先述の軍巡使が有した治安警察面と刑獄面との兩者を分別的に表現したのではないかと思うのである。これは軍巡使を輕蔑する際に、しいて獄吏と呼ぶ風のあったことからも窺える。[16]それは警察權と刑獄權とを原則として獨立せしめる律令の分掌主義に從ったからであろう。ともあれ、軍巡使は巡檢軍士の指揮官であり、右の記事の如く、特にこれを分って示した場合は少なく、軍巡使と云えばこれら治安の責の一切を果す軍巡院の長官を指していたのである。尙、ここで注意すべきは、京城巡檢使との關係である。これは職務の重複ではない。例えば、後漢乾祐元年冬十月、侍衞親軍都指揮使史弘肇が京城巡檢使を兼任したときは「及三叛連兵。羣情震動。民間或訛言。相驚駭」[17]とみえるように、京城內に特別非常體制を施ぐときに臨時に設置されるもので、必ず侍衞使が任命されていた。[18]これに反して、軍巡使は、前引用の記事にある如く、供奉官という身分的には低いものが任ぜられている。だが、供奉官も天子の元從の腹心であったことは、侍衞使と同じである。

さて、五代における治安警察を考察するとき、商業の活況と連關して外城及び外城から溢出した人戶の警防體制を無視することはできない。從って、舊來の構造的な街坊制ではこれを包括監督できず、代って城外傍近の人戶の警防をも機能的に包括した廂制が警察行政機構の中に登場してくるのである。五代會要卷二六鹽鐵雜條上・長興四年五月七日の諸道鹽鐵轉運使の上奏に、

上略。其犯鹽人經過處地方門司・廂界巡檢節級・所由幷諸色關連人等。云云。

とあって、廂界巡檢節級の名がみえる。又、五代史補卷三羅鄴王紹威の項に、

常有向官街中韝驢。置鞍於地。値牛車過。急行碾破其鞍。驢主怒。毆駕車者。爲廂司所擒。云云。

とあって、廂界の警察署なる廂司の名がみえている。そし

て、舊五代史（卷一二八）王朴傳に、默記引間談錄に出ずとして、

世宗收淮南。俾朴留守。時以街巷隘狹。例從展折。朴怒廂校弛慢。于通衢中鞭背數十。其人忿然。歎云。宣補廂虞候。豈得便從決。云云。

とあって、廂校或いは廂虞候と呼ばれる車將がおり、主として街路兩邊の人戶が侵街してくるのを取締っていたようである。このような廂司の廂虞候などは、冊府元龜（卷四七六）臺省部・奏議・清泰二年の條の御史中丞盧損の上言に、

臣見九衢巷陌。已是漸微兆。庶街坊未止侵占。中略。請指揮金吾・軍巡止絕。云云。

とあって、街路行政上の實際の責任者が軍巡使であったから、この管下に統屬されていたものであろう。

次に刑獄業務關係のものについてみる。前節で指摘した如く、軍巡院には獄司が置かれて、刑獄權が付與されていた。冊府元龜（卷六一三）刑法部・定律令・清泰元年六月の條に、

其軍巡使・都虞候。能覆推刑獄。雪活人命。及推按不平。人負屈者。云云。

とみえ、軍巡使が推鞫を行っているが、軍巡使のもとには、軍巡判官も置かれて、その職掌を補佐していた。冊府元龜（卷四七五）臺省部・奏議・清泰二年の條に、

又長興二年八月勅。州縣簿尉・判司。差充軍巡判官。仍同一任。自邇已來。頗傷物論。以爲不當。請行止絕。依舊令衙前選任。

とあり、後唐長興二年　軍巡判官には州縣の簿尉・判司より差充したが、反對が多く、清泰二年に再び舊によって衙前より選任せしめたとみえる軍巡院の構成員の本官は侍衛親軍の武官があてられたが、判官には、このように文官の選任が行われることもあった。こうした傾向は、その後にもみられる。五代會要（卷十）刑法雜錄・天福六年五月十五日の條の詳定院奏に、

其軍巡司・馬步司判官。雖有曾歷品官者。云云。

とあり、後晉朝においても、軍巡判官には文官が任ぜられることがあったのを知るのである。では、軍巡判官に文官を特に任じた理由は何かというと、全唐文（卷八六一）劇可久の「請賞罰理刑等官疏」の項に、

臣曾披法律深究臧否。州縣令律之中。具存條格。軍鎭按推之吏。未載明文事。事若不均。何以示勸。其三京軍巡使・諸州府馬步都虞候。有精於推劾。雪活寃濫者。請量

事超擢。如按鞫偏私。故入人罪者。亦刑之無赦。

とあって、軍鎭の按推之吏は律令には載せられていない、所謂令外官であるために、その推劾は愼重を期したいとみえる。このことから、軍巡使の推劾が律令の規定に制限されることがなく、警察事務から發展したこともあって、恐らく職權主義による武斷的傾向が強かったと思われる。從って、軍巡判官へ律令の法文に明るい文官を選任することは、その推劾の武斷的偏向を正そうとしたものであるとみてよいであろう。

その他、軍巡院には、軍巡邸吏之輩[19]、軍巡職掌[20]等と呼ばれた軍巡使の屬吏が置かれていたが、彼等は獄吏・推吏等の役職についたものと思われる。

以上、軍巡院を中心とした京師の治安機構について論述した諸點を要約すれば、次の如き表ができる。[21]

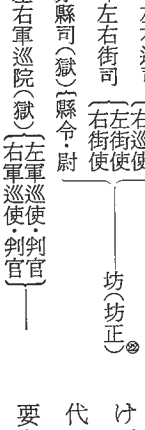

Ⅳ　軍巡院の發展と裁判

軍事と警察の兩權が混淆せられ、特に兵權の所有者が併せて警察事務を掌った例は、混亂した時代に數多く見い出せる形態である。軍巡院も亦その軍事力を必要とする強賊の追捕に從って、府縣司の警察行政に力を添えていたものが、職責に伴う必要性から獄が置かれ、それが斷罪にまで發展して行ったのである。軍巡院において裁判までも行なうようになったのは、權限擴大の一部面として後唐王朝の時代に屬するものである。いま、軍巡院の權限擴大過程を時期的に大別してみると、夜盜・群盜の追捕と懲罰に力點をおいた時期と、盜犯などの社會的な犯罪、專賣品の密賣買などの經濟犯の懲罰のみならず、瀆職官吏の懲罰、その他の刑事・民事事件の裁判までも行なうようになった時期の二つに分けられるようである。前者は、唐末の擾亂を承けて、社會秩序の回復に統治の重點がおかれていた後梁時代で、京師の治安維持のために、軍巡院の軍事力が最も必要とせられた時期である。後者は、漸く中央の權力に伸張の兆がみえて、中央集權への施策が推進せられた後唐時代

で、天子の絶對專制體制の強化のために、軍巡院の刑獄權が活躍した時期である。そこでこれについて、軍巡院の發展過程の概要を記せば、唐末・五代初の大混亂の際の破壞の徹底によって、從來の御史臺左右巡使及び金吾衞左右街使が治安維持の末端機構としていた街坊の體制が崩されてしまった。ために五代に入ると、後梁朝に、禁軍の軍事力によって治安維持を行なう體制の軍巡院が創設された。軍巡院はその武斷的行動により、治安維持に特効を奏し、左右巡使の行っていた京城各坊內の檢察及び左右街使の行っていた街路面に對する警察の任を奪った。ついで後唐朝では、府縣の行っていた市肆の査察及び密賣買などの經濟犯の取締りにも關與して、その職務を奪って行った（第二、三節參照）。更に、この頃になると、軍巡院の刑獄權における質的轉換を示す動きがみられてくる。それは、舊五代史卷四〇唐明宗紀・天成四年九月乙未の條に、

詔。諸道承勘兩浙綱運進奉使並下巡獄。

とみえる如き、官吏を取調べる權限の付與されたことである。こうした例は數多くみられる。册府元龜卷一五四帝王部・明罰・長興二年十二月の條に、

丁延徽爲供奉官・監倉。與倉官田繼勳・杜延德共盜倉粟三百五十石。脚夫論告。左軍巡禁詰。云云。

とあり、又、册府元龜卷六一七刑法部・正直・呂琦の項にも、

呂琦爲駕部員外郎兼侍御史知雜事。會河陽帑吏。竊財事發。詔軍巡院鞫之。時軍巡使尹訓。怙勢納賂。枉直相反。俄有訴寃於闕下者。詔琦按之。既驗其姦。乃上言。請送尹訓之臺。時權臣庇訓。阻而不行。云云。

とあって、贓職官吏の取調べを行っている。尙、右の記事で、賄賂を受けた軍巡使を更に侍御史知雜事呂琦が御史臺に送って取調べようとしている如く、本來、こうした官吏の取調べは、御史臺に付與せられた特權であったから、軍巡院は明らかに御史臺の權限の一部を奪っていたことになる。こうして官吏に對する取調べについては、御史臺と軍巡院との併立が行われたのである。新五代史卷二六毛璋傳に

東川董璋上書言。璋遣子延贇持書往西川。疑其有姦。明宗乃遣人追還延贇。幷璋下御史臺獄。中略。乃停璋見任官。勒還私第。中略。趙延祚乃詣臺自言。幷璋復下獄。鞫之無狀。中丞呂夢奇議曰。璋前經推劾。已蒙昭雪。中略。乃稍宥璋。璋欵上。有告者言。夢奇受賂。而劾獄不

盡。乃移軍巡獄。獄吏希旨。鍛鍊其事。璋具伏。云云。

とあるは、天子のもとに御史臺の獄と軍巡院の獄とが並置されて、推劾に疑問を抱いたときには、兩者の間に移推が行われたことを知る證例である。その他、舊五代史卷三九唐明宗紀・天成三年十一月戊戌の條に、

前安州節度副使范延榮幷男。皆斬于軍巡獄。爲（安州節度使）高行珪誣奏故也。

とあって、軍巡院が天子直屬の軍事刑獄機關の役割を果していたことがみえる。ここに軍巡院は、單なる京師の治安警察より天子に直屬する裁判機關としての地位を有するに至ったのである。

では、軍巡院はなぜにかくもその權限を擴張し、中央政府の新裁判機關としての地位を確立するに至ったのであろうか。その主たる原因に、天子の軍閥的な性格を指摘せねばならないであろう。それは五代の天子が軍閥出身であり、その配下の軍閥勢力に常に惱まされていたから、何よりもまず強大な支配權力の確立と、それを行使する獨自の權力機構の樹立が必要となったことによるであろう。裁判機構においても律令の體制は形骸化の傾向を深めていたが、この既存の中央機構を天子の主權の下に行使するためには抵抗があった。そこで天子は自己の主權の行使に軍巡院を利用することとなろう。軍巡院は文字通り軍事機關であり、その律令外的權威は最大なるものであった。それは叛謀摘發を名目として治安權を廣範圍に行使していたことからも云えるであろう。又、軍巡院の構成員は、軍巡使が供奉官などの天子元從の家臣から任ぜられていたり、兵士は全て元從の侍衛親軍であったから（前節參照）、天子個人の意志を最も忠實に反映することができたことは注目されてよいであろう。資治通鑑卷二七九後唐紀・潞王・清泰元年夏四月乙亥の條に、末帝が擁立の厚賞の費用を京城の民戶の財を收斂することによって捻出しようとした話をのせ、

有司百方斂民財。僅得六萬。帝怒。下軍巡使獄。晝夜督責。囚繫滿獄。至自經赴井。云云。

とあり、その胡註には、

凡輸財稽違者。則下之軍巡使獄。以督責之也。

とあるは、天子が個人の專恣のために軍巡院を利用した好例である。

では、後唐明宗朝に天子權力の支柱として、中央の司法

制度上に新しい地位を確立した軍巡院は、その結果として、後唐以後の中央裁判機構に對する勢力の浸透と、それを基盤とする活動の方向或いは性格とが、次の宋朝的官僚體制の誕生とどう連關するのであろうか、これが次に考察しなくてはならない課題であろう。冊府元龜卷九五二總錄部・交搆・後贊の項に、

後贊爲飛龍使。乾祐末。幸相楊邠・侍衞親軍使史弘肇執權。贊以久次未遷。頗懷怨望。乃與樞密承旨聶文進等搆變。及難作。贊與同黨。更侍帝側。剖判戎事。且防間言。北郊兵敗。贊竄歸兗州。慕容彥超執之。以獻有司。鞫贊伏罪。周祖命誅之。

とあるは、後漢朝の末、權臣宿將に扶立せられて父業を嗣いだ隱帝が、權臣に制せられるのを嫌い側近のものとともに、彼等を除こうとした有名な權臣宿將との政爭の一と駒であるが、その側近派の一人であった飛龍使後贊が推鞫された有司とは、舊五代史卷一〇三漢隱帝紀下・乾祐三年十一月庚寅の條に、

樞密使郭威奏。左軍巡勘得飛龍使後贊。款伏與蘇逢吉・李業・閻晉卿・聶文進・郭允明等同謀。令散員都虞候賁德等下手殺害史弘肇等。云云。

とあって、左軍巡であったことがわかる。ここで注意すべきは、中央政府に對する天子の獨裁支配體制が樹立された後唐明宗朝以後にあっては、殊に帝位の交替によって帝權弱化の兆しがみえるときに、右記事の如く、いままで舊天子に對しては依存的であった權臣宿將などが、情勢に助けられて政府機構のそれぞれの分野の實力者となって專權を振い、新天子と爭い續けた例が少なくないことである。その原因は、菊池氏が「五代後周における禁軍改革の背景」(東方學一六輯)に、侍衞使の場合について指摘されている。要するに、それは禁軍の全てに天子の意志が浸透し得る支配體制を樹立するため、天子は直屬する新しい管理機關として侍衞司を設置せしめ、それに廣範な權限を付與せしめたことが契機となったものであり、天子の直接配下の侍衞使には、天子と私的信頼によって結ばれた元從親將が選ばれたが、それが新天子の代位の際に乘じて、公職そのものに付與せられた强大な權限を足場として自身の權力伸張にこれを利用したのであるという。こうした侍衞使の動きが、中央政府内の軍巡院にも影響を與えたこと想像に難くない。

舊五代史卷一〇七史弘肇傳に、

弘肇都轄禁軍。警衛都邑。專行刑殺。略無顧避。無賴之輩。望風匿迹。路有遺棄。人不敢取。然而不問。罪之輕重。理之所在。但云。有犯便處極刑。枉濫之家。莫敢上訴。巡司軍吏。因緣爲姦。嫁禍脅人。不可勝紀。

とあって、[29]侍衛使史弘肇が京師の警衛に當り、峻烈な刑殺を行使し、軍巡院をも掌握していたことがみえている。恐らく在京侍衛親軍の指揮權を直接掌握していた侍衛使史弘肇にとっては、軍巡院のように侍衛親軍によって構成されていた機關を自家藥籠中の物と化すことは容易であったろう。

要するに、天子獨裁政治の中核をなす裁判機關として、獨自の地位を占めていた軍巡院は、後漢朝の天子權力の弱まった時機と相俟って、その天子直接支配の形態に變容を來たしたと思われる。最もこうした軍巡院と天子との紐帶の變質は、單に侍衛使という軍政長官個人の畫策に基く、行政的便宜のための變革ではあったが、これが來るべき後周朝の侍衛親軍の改革、及び宋朝の新國家機構内での地位の確立よりみれば、軍巡院の質的轉換の方向を微弱ながらも豫見せしめるように思われるのである。

さて、後周朝に入ると、太祖郭威は侍衛使の權限を削減するため、軍使としての權限と軍司に付與せられている職權との分割方策を取った。そのため、侍衛使はその使職を解かれぬまま地方へ出鎮し、侍衛司はそのまま中央に留められたのである。[30]從って、軍巡院は侍衛使に統轄されるのでなく、軍政管掌機關としての侍衛司の統轄下に置かれることになったのである。資治通鑑卷二九三後周紀・世宗・顯德三年冬十一月乙巳の條に、世宗が南唐からの使者孫晟に本國の實狀を問うたとき、虛言を語ったとして、

帝命(密)(樞)都承旨曹翰。送晟於右軍巡院。云云。

とあり、これを舊五代史卷一一三孫晟傳には、

世宗怒晟前言失寔。因急召侍衛都虞候韓通。令收晟下獄。與其從者百餘人。皆誅之。

とあって、侍衛都虞候韓通を召して獄に下さしたという。この韓通が侍衛司を統轄していたことは、册府元龜卷一一八帝王部・親征・顯德三年正月の條に、

命曹州節度使韓通權點檢侍衛司。及爲在京內外都巡檢。

とあって、侍衛使に代って侍衛司職務を掌る權點檢侍衛司

であったことを知るのである。

所で、建國以來、後周朝の天子の獨裁權力は急速に強大化して來た。殊に世宗朝には、北は契丹を伐って失地の一部を回復し、南は南唐を攻めて淮南を奪取して、國家權力もまた五代を通じて最強のものとなった。こうした天下統一の勢とともに、從來の軍事警察國家を變じて、本來の文治主義國家體制たらしめ、中央集權的行政制度の樹立を成就しようとする動きもあった。このようにみてくると、軍巡院の辿るべき方向は自ずと推測されよう。續資治通鑑長編卷一建隆元年冬十月の條に、

先是。兩京軍巡及諸州馬步判官。皆補將吏。於是。詔吏部流內銓。注擬選人。

とて、後周に代った宋の太祖は建國すると直ちに軍巡判官の將吏就任を禁じ、吏部流內銓より選人を用いることを定めた。又、永樂大典卷一二三〇六宋太祖・開寶六年五月の條に、

京城左右軍巡院。典司按鞫。開封府舊選牙校。分掌其職。

上哀矜庶獄。如詔改任士人。

とあり、續いて同年六月癸未朔の條には、

以前館陶縣令李蕚。爲光祿寺丞兼左軍巡檢。安豐縣令趙中衡。爲大府寺丞兼右軍巡檢。

とある等は、軍巡使及び軍巡判官を武人から文官の職に移して、著しく軍政化していた軍巡院の裁判と人事とを文治主義に改革するのが目的であったろう。しかし、こうしたことは基本的なものにすぎず、この基本の上に、宋朝は新國家官僚機構の中に吸收するため、尙幾多の改革を積み上げねばならなかったのである。

二　馬步院の裁判

I　諸道州府の治安機構

唐末の混亂期を經て五代時代に入ると、地方の治安維持體制は、全て州單位となった。それは唐代の憲宗の改革以來、藩帥が他の州長と同格扱いになったためである。從って、その軍閥としての規模は、唐代のそれに比べると小粒なものとなってしまっていた。しかし、その軍閥的性格や州縣を藩領化して支配している體制には變りはなかった。彼等は藩領に布置した鎭將網によって軍閥的勢力を培い、人民の生殺與奪の權を握って、根強い支配力を振っていたのである。

いま、藩帥による人民支配権の中核をなす諸道州府の治安機構の主要な部分をまとめて示すと、次の表の如くなる。

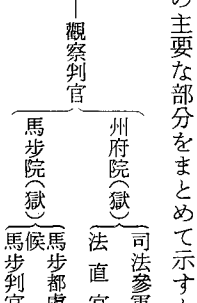

さて、この表によっても明らかなように、諸道州府には州府院と馬步院の二つの機關があった。州府院はもとから州府に設置されているもので、所謂州縣行政の機關である。從って曹官たる司法參軍が推鞫を行い、その調査の罪狀に應じて法規を檢出する法直官などの文官があった。次の馬步院は、本來軍人を對象とするもので、馬步都虞候がこれを掌った。それは軍規取締り、叛亂兵士の鎮壓、劇賊の捕獲や烟火などの治安警察に任ずる業務から、領内の叛謀摘發を名として、官民にわたる刑獄權をも一手に掌握していたものである。馬步判官は馬步都虞候の行った事實調査に應じて、法規を按ずることを行なう、馬步都虞候を補佐するものであった。從って一見、州府院が民事を、馬步院が軍事を管轄しているかにみえるが、こうした區別は馬步院の職權が擴大し、州縣官を壓迫して州縣行政機構を骨抜きにした、唐末頃から既に消滅していたのである。そのため治安機構上における州府院は、無力化して殘存しているにすぎなかった。しかも尙、州府院が馬步院と並置されたは、やはり理由があることであった。それは、五代會要卷十刑法雜錄・天成二年七月十七日の條の勅節文に、

今後指揮諸道州府。凡有推鞫囚獄。案成後。逐處委觀察・防禦・團練・軍事判官。引所勘囚人面前錄問。如有異同。卽移司別勘。若見其本情。其前推勘官吏。量罪科責。云云。

とあって、諸道州府にて囚獄を推鞫するに當っては、案が成った後に、觀察・防禦・團練・軍事判官が推勘せる囚人を面前に引いて錄問し、もし異同があったときは、獄司を移して再審理したとあることによって明らかとなる。そしてそれは、馬步院による武斷的な傾向の強い裁判を掣肘しようとするものであったろう。

以上は、前揭の拙稿の要旨を摘記したものである。尙、州城内についてのことは、別に考說すべき問題も多いので省略した。

II　馬步院の刑獄權と裁判

馬步院の刑獄權については、周藤教授が「五代節度使の支配體制」（史學雜誌六一ノ四・六）中に論及され、最早贅言を要しないのであるが、これに若干の愚考を補筆してみたい。

さて、諸道の地方的裁判が寃枉の獄司のように云われる馬步院によって獨占されたについては、前述の軍巡院と同樣の理由が求められると思う。册府元龜卷六一三刑法部・定律令・清泰元年六月の大理正劇可久の上疏に、

臣曾披法律深究臧否。州縣令律之中。具存條格。軍鎭按推之吏。未載明文事。事若不均。何以示勸。其三京軍巡使・諸州府馬步都虞候。有精于推劾。雪活寃濫者。請量事超擢。如按鞫偏私。故入人罪者。亦刑之無赦。

とあって、軍鎭の按推吏は、律令條格には載せられていない、所謂令外官であるが、その推鞫は律令の規定に則すべきであるとみえるのは、三京軍巡使が諸州府馬步都虞候と並記されていることから、馬步都虞候は軍巡使と同性格のものと解してよいと思う。むしろ制度的には、軍巡使が藩鎭時代の馬步都虞候の制に倣ったものとみるべきである。

所で、五代の如き軍閥政治の時代にあっては、その間に通用するものは強大な武力のみであり、そのため武力を結集して強大な支配力を發揮させ得る行政機構の樹立が必要であったことが要因となるといえよう。全唐文卷七九四孫樵・寓汴觀察判官書の項に、馬步都虞候の專横の樣子を記して

州縣官格手失職。不敢與抗。由是。軍候得侵繩平民。鞫訊受辭。往往獄至數百。不以時省。云云。

とあって、馬步都虞候はかかる權力機構樹立のための爪牙たる役割を擔って、政治警察的刑獄機關として行動したことを知るのである。そしてこうしたことは、馬步院もその推鞫において令外官的なものから發展したため、武斷的な職權主義を採ることに連關するものであろう。これが按推の吏の恣意的な推鞫を許容する原因ともなるのである。册府元龜卷一五一帝王部・愼罰・長興二年三月辛亥の勅文に、

近日。諸道百姓。或諸多違犯。或小可鬪爭。官吏曲縱吏人。巧求瑕釁。初則滋張節目。作法拘囚。終則誅剝貨財。爲恩出拔。外憑公道。內狗私情。無理轉務遷延。有理者却思退縮。云云。

とあるは、當時の裁判狀態を示す好例である。

Ⅲ　馬步院對策と抑藩的意義

五代に入って、巨大藩鎭から登極した天子は、軍閥の頭領であったため、財力の許す限り武力を結集して、それを背景として政府機構を天子の獨裁的な支配體制下に收めるに努めた。そしてそれが軍巡院の職權の擴大強化を背景として推進せられ、天子の獨裁的な支配の確立した中央政府が活動力を有するようになったのが、後唐の明宗朝のことである。そこで今度は、天子と地方軍閥との間に中央集權化をめぐって抗爭が續けられてくるのである。天子が軍巡院の刑獄機構を重んじた如く、地方軍閥は行政面でもっとも大きな權力を有していた馬步院の刑獄機構を重視し、馬步都虞候には最も腹心の者を任じていたのである。[25] そして後唐朝以後、中央の權力伸張に伴って、中央の禁軍と親吏が軍閥の行政機構へ送り込まれる傾向が深まると、[26] 軍閥の權力機構の支柱としての馬步院は、その隷屬性を一層強めていったであろう。舊五代史卷四七 唐末帝紀・清泰二年七月丙申の條、御史中丞盧損の上奏に、

又長興二年八月勅。州縣佐官。差充馬步判官。仍同一任。乞行止絕。依舊衙前差補。

とあって、馬步判官へ後唐明宗朝の長興二年八月、從來の藩鎭の衙前にかえて、文官の州縣佐官を差充する中央の政策は、四年後の末帝の清泰二年七月になると、再び舊に復されているのである。その理由については、冊府元龜卷四七五 臺省部・奏議・同年月の條でみると「自邇已來。頗傷物論。以爲不當。請行止絕」とあることによって、これがいかに藩鎭の不滿を募らせたか知ることができよう。ともあれ、州縣の行政機能を痲痺させている最大の原因たる馬步院に對して、國家權力の強化を背景として、これに何とか中央の意志を浸透せしめ易い道を開こうと努めていたのである。そして、冊府元龜卷四七五 臺省部・奏議・長興元年十二月の條の左補闕王延の上奏に、

一縣之內。所管鄉村而有割屬鎭務者。轉爲煩擾。益困生民。請直屬縣司。鎭唯司賊盜。從之。

とあって、在地において馬步院の刑獄體系を支えた鎭司の改革にも手を付けるなどの藩鎭の權勢を削らんとする馬步院制度改革のための一連の施策が打ち出されていることは注意すべき現象である。しかし、明宗の中央集權への施策

が、實際の効果を期待するには、未だ時期尚早であったことは、前引用文に、明宗沒後、代って卽位した末帝の清泰二年七月、馬步判官を再び舊の如く衙前より選補するようにしたことや、軍閥を在地において支えていた鎭司の行政・獄訟權の州縣への回收等が不成功に終っていることによっても明らかとなるのである。だが、明宗の遺した政策方針の方向に沿って、後晉の高祖が、これを強力に推進せしめたことは、舊五代史卷七六晉高祖紀・天福二年二月壬寅の條に、

詔。應諸道馬步都虞候。自今後朝延更不差補。委自藩方。於本州衙前大將中。愼選久歷事任。曉會刑獄者充。以三年限。不得於元隨職員內差補。

とあって、馬步都虞候に天福二年二月前迄は、朝廷より差補を行い、これを以後、州の衙前大將の中で刑獄を曉會せる者を選んで任ずることとし、藩鎭の元隨職員からの差補を禁じていることなどからも知られるのである。尙、後唐の末帝から後晉の高祖のこの年までの馬步判官對策については、冊府元龜卷六三三銓選部・條制・天福二年九月の條の吏部銓の上奏に、

長興四年五月五日勅。應諸道州府都虞候司判官。先指揮。令於州縣前資之中簿尉・判司之內選差。中略。近日。馬步判司多是差攝官充馬步判官。奏薦須於前資正官判司・簿尉中。精選明練公法性行端正者。方可任使。中略。僞清泰二年三月二十四日勅。停廢・前資攝正官充馬步判官。前件勅。已經封鑠不行者。云云。

とあって、後唐明宗が馬步判官へ州縣前資中、簿尉・判司の中から選差していた政策を、次いで立った末帝は、清泰二年三月には、停廢官・前資攝正官より差充してよいとし、舊五代史卷四七の前引用の文では、同年七月には攝官にてもよいとの緩和方針を打ち出してくるのである。それが後晉朝に入ると、すぐ前資正官の判司・簿尉の中より選差しようとする明宗の方針が確認される動きがみられるのである。

さて、後唐以後にみられる歷代朝延の馬步院對策への詔勅の反覆は、その反覆の裏に、馬步院制度の改革が容易でなかったことが窺えるのである。しかし、馬步院對策の問題が、最後には強大な國家權力の成立によって解決されるものであった以上、後唐朝以降の中央集權への施策に相伴

う國家權力の強化が、地方軍閥の私的裁判權にどう影響を及ぼして來たか、という點の考察も必要であろう。その具體例として、地方の人民が訴訟を地方所轄の官司に訴え出ずに、直接に中央朝廷へ訴え出ることが、國家權力が五代を通じて最も強大であった後周朝に、數多く見い出されることに注目してみたい。[31]

さて、唐代の律令裁判の制度では「諸辭訴皆從下始。先由本司本貫云云」[32]と定めてあって、地方の人民は、始めは當該の縣司へ訴え出て、そこでの判決に不服な場合には、州府から臺省に至る上訴の手段をとることが認められ、そこでの判決にも不服である場合には、天子に直接上表することもでき、非常上告手續としての登聞鼓、肺石の制などがあったのである。そのため上訴の段階を飛び越えて訴を提起するときには、これを越訴と云い、制を紊すものとして罰せられたのである。[33]五代に入ると、こうした越訴が盛んとなったため、これを禁止する詔勅が再三出されている。五代會要卷九議刑輕重・天成二年二月十五日の條に、

御史臺・刑部・大理寺奏。奉天成元年十二月二十日勅。越訴之條。本防虛妄。須用懲斷。以絕效尤。云云。

とあって、後唐の天成元年十二月にも、既に出されており、又、册府元龜卷六六帝王部・發號令・廣順二年十月辛亥の勅文には、

比來百姓訴訟。不得越次訴論。近日。繼有便詣朝廷。不經州縣。宜再止絕免致踰違。今後百姓。凡有訴論及言災瀰。先訴於縣。縣如不治。卽訴于州。州治不平。訴於觀察使。或斷遣不當。卽可詣臺省。如或越次訴論。所司不得承接。如有抵犯。准律科懲。

とあって、後周の廣順二年十月の詔勅では、百姓の訴訟が州縣を經ず、繼いで直ちに朝廷にもたらされるとしてあり、所謂越訴が盛んに行われていたことを知る證例となる。尙、ここで注意すべきは、全ての裁判が中央の國家權力によって行われた律令裁判制度の越訴と、五代時代の如き、藩鎭體制下での場合との越訴とでは、同じ越訴という呼稱を用いながらも性格が異なることを考慮せねばならないことである。卽ち、右の記事で云う越訴も、例えこうした勅旨が出され、上訴手續が法的根據を固めて行ったとしても、これを以て訴訟における上訴手續が確立されていたとみることは避けねばならない。それは當時の地方州縣と

いうものが、國家の末端機關としての役割を果し得るものでなく、又、地方の裁判も未だ馬步院體制によって、軍閥が人民の生殺與奪の權を握っているのが實情であったから、[29]この詔勅は、寧ろ臺省の越訴受理に對してなされたものとみるべきであろう。そしてそれは地方人民が訴訟を直接朝廷に持ち込むことによって起る獄訟公事の煩雜化を防ごうとすることにあったのであろう。[30]

所で、冊府元龜卷五二二憲官部・譴讓・盧損の項の清泰三年の條に、

延州保安鎭將白文審。中略。文審專殺郡人趙思謙等十餘人。中略。思謙弟思誨。詣闕訴兄之冤。中略。遣殿中少監張仁愿。於鄜州置獄推鞫。云云。

とあり、同書卷一五四帝王部・明罰・廣順三年二月の條に、

相之湯陰民焦遠。詣闕門伐鼓訟。鎭將李柔豪奪二女。詔。開封府鞫劾。

とあり、又、同書卷一七五帝王部・明察・顯德二年六月の條に、

汝州潁橋鎭百姓馬遇。詣闕上訴。以其父溫與其弟福超。具爲本鎭鎭將史彥鐸所誣。冤死於獄中。及令所司按鞫。終不能辨之。帝(世宗)遂召入內園。親自錄問。果得其事實。云云。

とある等は、地方の人民が鎭將の不法な迫害に對して、朝廷に詣ってその冤枉を訴えているものであるが、これは先述の越次訴論の具體例とみて差し支えあるまい。では、越次訴論を禁じている朝廷が、何故かかる訴えを受理したかということである。それは地方軍閥の私的裁判へ國家權力が直接介入するに好都合な機會は、これを取り上げたであろうことは、前述した時代の動きからも想像に難くない所である。云い換えれば、五代の史書に數多く檢索し得る「詣闕訴冤」という記述は、地方軍閥の不當な裁判を訴え出たものがほとんどであること、又、朝廷がそれを受理して後に必ず再審理を行っていること等の意味を、[31]こうした面から檢討を加えてみることが必要となるであろう。

さて、前述引用文の縣鎭の民が、その冤枉なることを州府へ告げることなく、直接朝廷へ訴え出ていることは、州の獄訟が馬步院によって掌握されている以上、冤枉を訴え出るところは朝廷しか殘されていなかったにしても、こうした越次訴論の風潮が、後唐以後、次第に盛行して來たこ

とは、その時代的背景として國家權力の伸張があったことを考えねばならないと思うのである。

要するに、朝廷へ直ちに訴え出るということが盛んになるということは、地方の人民が軍閥の裁判より上級の國家の裁判を共有することとなり、その結果として、必然的に軍閥の私的裁判權を止揚し、司法權の中央統一を成し遂げるという朝廷の課題を單純にし、且つ容易にしたであろう。宋に入ると、建國當初から司法權の中央回收への一連の施策が推進せられることは、[57]かかる時代的動きを知って、始めてその意味が理解されるのである。

餘　言

以上、五代時代の裁判狀態を、特に軍閥の武斷的裁判に焦點をおきながら、中央政府機構としての軍巡院、地方藩鎭機構としての馬步院の性格を分析しつつ、中央と藩鎭との裁判關係の一側面を明らかにしたつもりである。結論だけをまとめてみれば、五代の軍閥出身の天子は、中央行政機構を確實に自己の手中に掌握するために、卽位後も藩鎭時代の制に倣って軍巡院を設置し、その政治警察・刑獄權によって獨裁的支配體制を樹立した。從って、軍巡院の活動力は、中央政府內に天子の獨裁的地位が確立せられ始めた、後唐明宗朝に最も盛んとなったのである。そして今度は、天子の強大な國家權力を背景とする地方裁判權の中央吸收への施策が推進せられるのである。それが馬步院對策としての馬步都虞候及び馬步判官の人事面における文治主義官僚化、或いは馬步院を在地において支えた鎭司の獄訟權の縣司への歸屬化等の一連の方策である。この方針の方向に沿っての馬步院改革は、宋代に入り、太祖の手によって結實せられ、裁判の公權化、中央集權化が達成されたのである。

註

① 新唐書卷四八百官志・御史臺の項には「分左右巡糺察違失。左巡知京城內。右巡知京城外。盡雍洛二州之境云云」とある。

② 左右巡の官署が巡司と云われたことは、冊府元龜卷一四帝王部・都邑・長興二年六月戊戌條參照。

③ 左右街使の官署が街司と云われたことは、五代會要卷八喪葬上・天成元年十二月二十七日條參照。

④ 宮崎博士「漢代の里制と唐代の坊制」（東洋史研究二一ノ三）

⑤ 曾我部敎授「都市區劃制の成立」（鄉村形態の變遷所載）には、軍巡使の創置により巡使と街使が廢止されたとしておら

れる。

⑥ 冊府元龜巻五一七憲官部・振擧、舊五代史巻三七唐昭宗紀、五代會要巻八喪葬上等にも同内容記事がある。

⑦ その他、冊府元龜巻四七六臺省部・奏議・清泰二年條の御史中丞盧損の「上言五事」中にも、金吾衛の街路行政記述がみえるが、これほど明確なものでない。

⑧ 例えば、後梁朝では劉鄩、寇彦卿、孫德昭、華溫、黄貴など。後唐朝では史敬鎔、李存確、毛璋、李存義、羅周敬、高允眞など。後晉朝の王景崇。後漢朝の劉承贇。後周朝の翟光鄴、符彦琳などの元勲宿將へ名譽職として與えられている。

⑨ 廂制については、加藤博士「宋代における都市の發達について」（支那經濟史考證上所載）及び日野教授「唐代城邑の坊市の角隅について」（東洋學報四七ノ三）に論及する所がある。

⑩ 五代の後梁朝と後唐朝が都とした洛陽では、宮城と皇城とが西北に片寄っていたので、長安の朱雀街に當る代表的な大街も都の中央にはなかった。そのため、都の中央を東西に貫流していた洛水を中心に南北に分けることが多かった。例えば市の呼稱に南市・北市を用いるが如きである。

⑪ このことについては「州城の治安體制」と題して、別に機を見て發表する豫定である。

⑫ 五代會要巻九斷屠釣の項にも同内容記事がある。

⑬ 判六軍の廢止される後唐末までの河南尹兼判六軍諸衛事に就任した者をあげれば、後梁朝の魏王張宗奭。後唐朝の同じ濟王張全義、次いで魏王繼岌、朱守殷、宋王從厚、秦王從榮、雍王重美の順である。

⑭ 冊府元龜巻六一三刑法部・定律令・清泰元年六月條參照。

⑮ 五代會要巻二四諸使雜錄の項參照。尙、巡檢使については、羽生健一氏「五代の巡檢使について」（東方學二九輯）がある。

⑯ 舊五代史巻九二呂琦傳と新五代史巻五六同傳と併せ參照されると明らかである。

⑰ 通鑑巻二八六後漢紀・隱帝・乾祐元年冬十月條、尙、同内容記事としては、舊五代史巻一〇七史弘肇傳參照。

⑱ 通鑑巻二九七後唐紀・潞王・清泰元年三月丙寅條、同書巻二九三後周紀・世宗・顯德四年二月甲戌條等參照。

⑲ 冊府元龜巻五一七憲官部・振擧・天福四年五月條參照。

⑳ 舊五代史巻四四唐明宗紀・長興四年秋七月己卯條參照。

㉑ 冊府元龜巻一五一帝王部・愼罰・同光二年六月己巳條に、

勅。應御史臺・河南府・行臺・馬步司・左右軍巡院。見禁囚徒。云云。

とあって、獄が置かれていた官署があげられている。

㉒ 坊正については、坊との關係などについても未だ明かにし得えない點が多い。五代における坊正の例としては、舊五代史巻一〇七史弘肇傳參照。

㉓ 舊五代史巻九二同傳、新五代史巻五六同傳にも同内容記事がある。

㉔ 舊五代史巻七三同傳にも同内容記事がある。

㉕ 通鑑卷二八八後漢紀・高祖・乾祐元年冬十月條には「得罪人。不問輕重於法何如。皆專殺不請」とみえている。

㉖ 菊池英夫氏「五代後周における禁軍改革の背景」（東方學一六輯）參照。

㉗ 軍巡と巡檢とを併稱したものであろうか。

㉘ 冊府元龜卷六帝王部・立制度・廣順三年七月丁酉條に、

　勅。賦稅婚田。比來州縣之職。盜賊烟火。元係巡鎭之司。各有區分。不相踰越。或侵職分。是紊規繩。云云。

とある。

㉙ 周藤教授前出論文參照。

㉚ 禁軍については、菊池英夫氏「五代禁軍の地方屯駐について」（東洋史學十一輯）、親吏については、拙稿「五代節度使府の糧料使について」（東方學二一輯）、同「五代三司軍將の名稱と性格について」（長大史學八輯）參照。

㉛ 拙稿「五代軍閥の刑獄機構と節度使裁判權」（東洋史學二八輯）にその若干の例を列擧している。

㉜ 唐令拾遺公式令第二一ノ四〇參照。

㉝ 刑事的裁判における上訴手續を定めた規定は唐令には見えないが、この民事的訴訟に關する上訴手續の原則と同一であったと思われる。利光三津夫氏は「裁判の歷史」（日本歷史新書）の中で、我が國の養老獄令第五二條中の「雖有披訴。據理不移前斷者云云」を引いて、これは斷獄手續においても上訴が認められるということを前提として設けられたもので、斷獄の場合はあえて獄令に條令をもうけることを差し控えたものであろうとされている。唐令拾遺獄官令第三〇ノ三六によると、この養老獄令と同文の唐の獄官令が掲げてある。

㉞ 註㉛の論文參照。

㉟ 冊府元龜卷六五帝王部・發號令・天成四年六月條、左散騎常侍蕭希甫の上奏に、

　四方刑獄。動皆上聞。不獨有紊於公朝。兼淹延其獄訟。云云。

とみえている。

㊱ 例えば舊五代史卷一二九許遷傳、同書卷一二三李從敏傳。宋史卷二五四薛懷讓傳等參照。

㊲ 宋に入ると、長編卷一建隆元年冬十月條によると、兩京軍巡判官や馬步判官を武官職から文官職に移し、同書卷三同三年三月に、諸州が人の罪を決して訖ったならば聞奏して刑部で詳覆するようにした。又、宋會要稿職官四八・縣尉・同三年十二月條には、鎭將には鄉村を主らせず、鄉村の盜賊鬪訟公事は縣令と縣尉に行わせたのである。